

平成30年度

第10回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉県農業委員会総会議事録

平成31年1月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成30年度第10回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

### <会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	12件
議案第7号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
議案第8号	農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて	1件
議案第9号	千葉県農業委員会事務局処務規程の一部改正について	1件
報告第1号	農地法3条の3の規定による届出について	6件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	12件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	53件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号	地目変更について	21件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	3件

<出席委員> (17名)

1番	石井一也	2番	市原律子
3番	横山清亮	4番	小川友安
5番	清宮惠理子	6番	齊藤憲次
7番	浅川政明	8番	長谷川秀明
9番	高橋芳和	10番	竹下洋一
11番	秋庭重樹	12番	中村浩道
13番	西郡高夫	14番	伊原茂久(職務代理者)
15番	齊藤元治	16番	長谷部衡平(会長)
17番	梶本泉		

<事務局説明員>

事務局長	松浦良恵	次長	岡本茂之
農地指導班長	今井正隆	農地利用最適化推進班長	福島悟
農地審査班長	江上章子		

開 会 （午後3時00分）

議 長  
(長谷部会長)

ただいまより、平成30年度第10回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 9番 高橋 芳和 委員

議席番号 10番 竹下 洋一 委員

のご両名をお願いいたします。

議 長  
(長谷部会長)

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班長  
(槁本班長)

ご説明いたします。

第1項から第3項につきましては、面接を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページから2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります船橋市高根台6丁目に所在する法人が、義務者であります、若葉区野呂町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、権利者は千葉市から就労支援事業を受託しており、対象者に農業体験の機会を提供するため農地の権利を取得したい、とのことです。

申請地の取得後の作目は、ニンニク、玉ネギ等を予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料3ページから4ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります稲毛区長沼原町に所在する法人が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

代表者所有の農地を法人名義とし、法人としての事業運営と規模拡大を目指しているとのことです。

申請地の取得後の作目は、サラダ菜、リーフレタス等を予定しております。

次に第3項です。

お手元の資料5ページから6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります「八街市八街ほ」に在住の方が、義務者であります若葉区若松町に在住の方が所有する同区中野町の農地を、新規就農のため、使用貸借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、研修機関での経験をもとに父親所有の農地にて就農し経営規模の拡大を目指すとのことです。

申請地の取得後の作目は、大根、人参等を予定しております。

次に第4項です。

お手元の資料7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります緑区誉田町2丁目に所在する法人が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、サトイモ、落花生を予定しております。

次に第5項です。

お手元の資料8ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区川井町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方外1名が所有する若葉区川井町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全

部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、第1項につきましては、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。  
ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見なし ———

議長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。  
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

議長  
(長谷部会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班長  
(楢本班長)

ご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。  
第1項です。

お手元の資料9ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするものです。

申請地は、JR都賀駅から北に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地

で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透枳で処理します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見なし ———

議長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

議長  
(長谷部会長)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班長  
(楢本班長)

ご説明いたします。

第1項から第4項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。

議案書5ページをご覧ください。

資料は10ページから12ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。  
本案件は、休憩所用地とするため、所有権を移転するものです。  
申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第2項です。

お手元の資料13ページから15ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、貝塚インターチェンジから南東に約600メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、既存の盛土にて土砂の流出を防止します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

次に、第3項です。

お手元の資料16ページから18ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、高田インターチェンジから北に約4キロメートルに位置する農地です。



農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続き中です。

次に、第4項です。

お手元の資料19ページから21ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、高田インターチェンジから北東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、盛土を設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続き中です。

次に、第5項です。

お手元の資料22ページをご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、貝塚インターチェンジの南東に位置する農地です。

農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断いたしました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、盛土を設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

次に、第6項です。

お手元の資料 2 2 ページをご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、貝塚インターチェンジの東に位置する農地です。

農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断いたしました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、盛土を設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

次に、第7項です。

お手元の資料 2 3 ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から北に約600メートルに位置する農地です。

農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連担していることから、第3種農地と判断いたしました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透柵にて流出抑制後、側溝にて処理します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第8項です。

お手元の資料 2 4 ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用賃借権を設定するものです。

申請土地は、JR 誉田駅から北西に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は自然浸透及び側溝にて処理します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続き中です。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題はないも

のと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
説明は以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。  
ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

議 場

———— 質問・意見なし ————

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

———— 挙手 ————

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。  
事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班長  
(槁本班長)

ご説明いたします。  
議案書の9ページをご覧ください。  
平成30年5月21日付け千葉県指令農委第5号の14において許可を受けた転用計画について、許可後にトイレ及び管理棟の設置が必要となったため計画変更承認申請に至ったものです。  
これに伴い、工事期間と事業経費が変更されました。  
他法令については都市計画法が該当し、許可済みです。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。  
ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

議 場

——— 質問・意見なし ———

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。  
事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班長  
(槁本班長)

ご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。  
第1項です。  
資料26ページの位置図を御覧ください。

本件は、鳥取県鳥取市に本店を置く法人が、平成28年1月20日付けで許可を受け、若葉区佐和町在住の方が所有する同町の畑7筆において設置面積3,348平方メートル、農地接地面積19.02平方メートル、出力445.5キロワットの営農型太陽光発電設備を設置しているものを、平成34年1月19日までの3年間延長して使用したい、というものです。

提出されている「営農型発電設備の下部の農地における農産物の状況報告書」によりますと、平成28年は工事の遅延により作付無し、平成29年はブルーベリーを植え付けるも収穫は無し、平成30年はさらにミョウガ、フキを作付けし、ミョウガは31.6キログラム収穫し、単収に換算すると197.5キログラムとなり、近隣の一般的な収量と遜色なしとのことでした。

今後の営農計画としては、引き続きブルーベリー、ミョウガ、フキを栽培するとともに、キクラゲを新たに作付けする予定とのことです。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

議 場

——— 質問・意見なし ———

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、許可と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

議案第6号の「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」ですが、第2項から第9項は千葉みらい農業協同組合の実施する農地利利用集積円滑化事業に係る案件です。〇〇〇〇委員は千葉みらい農業協同組合の役員に就任されております。

議案に係る委員については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができないとされております。

従いまして、第1項及び第10項から第12項をはじめに審議・採決をいただき、最後に第2項から第9項の審議・採決をい

事前審査第2班長  
(槁本班長)

たします。

それでは、第1項及び第10項から第12項について、事前審査第2班長、ご説明をお願いします。

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区旦谷町在住の方の所有する同町の田4筆、合計面積3,422平方メートルを同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は50万円です。

第10項は、花見川区大日町在住の農家の方が、稲毛区長沼原町在住の方の所有する同町の畑6筆、合計面積8,922平方メートルに使用貸借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第11項は、中央区今井町在住の農家の方が、緑区おゆみ野在住の方の所有する同区高田町の畑2筆、合計面積3,966平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は2年です。

第12項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。

千葉県園芸協会が若葉区御殿町在住の方の所有する畑2筆、合計面積9,976平方メートルに賃借権を新規に設定するもので、設定期間は20年です。

第1項及び第10項から第12項までの合計面積は2万6,286平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。  
説明は以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。  
ただ今の事前審査第2班長の説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

議 場

———— 質問・意見なし ————

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第2班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

———— 挙 手 ————

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号の内、第1項及び第10項から第12項については、原案どおり決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

続いて、第2項から第9項について審議しますので、  
関係委員については、恐れ入りますが退室をお願いします。

議 場

———— 関係委員 退室 ————

議 長  
(長谷部会長)

それでは、第2項から第9項について、事前審査第2班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班長  
(楢本班長)

ご説明いたします。  
第2項から第9項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件です。  
また、権利者が同一のため、一括してご説明します。  
農地利用円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、緑区越智町在住の方、他3名の所有する同町の畑6筆、合計面積9,944平方メートルを賃借にて借り上げ、市原市瀬又在住の農家の方に賃借権を設定するもので、第2項から第7項が新規、第8項及び

第9項が再設定で設定期間はいずれも3年です。

本件につきましても、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただ今の事前審査第2班長の説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

議 場

——— 質問・意見なし ———

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第2班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙 手 ———

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案6号の第2項から第9項については、原案どおり決定いたします。

それでは、事務局、関係委員の入室をお願いします。

議 場

——— 関係委員 入室 ———

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第7号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします

本案件は、総会にて審議を行う案件として、事前審査第2班では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長からの依頼により意見を申述



するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議 場

——— 農政部入室 ———

議 長  
(長谷部会長)

それでは、「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説明をお願いします。

農 政 部

議案書第7号議案について、ご説明いたします。

議案書の17ページに記載のあります議案第6号第12項と併せてご覧ください。

本案件の説明に入る前に農地中間管理事業について、補足説明させていただきます。

農地中間管理事業による農地の貸し借りを成立させるには、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きをする必要があります。

議案第6号第12項は前半の手続きで、これから説明するのは後半の手続きに関するものです。

本案件は、農地中間管理事業の実施により、議案第6号第12項でご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、市長が農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求めるものです。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と担い手の貸借が成立します。

第1項は、若葉区御殿町の畑2筆、面積計9,976平方メートルを、若葉区御殿町所在の法人に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成51年1月31日までの約20年間となります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第7号の説明は以上になります。

議 長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。  
ただいまの農政部の説明について、質問等ございましたら、お願いいたします。  
なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

齊藤憲次委員

第1項の権利の設定を受ける法人の住所について、権利を受ける土地の地番と一致していますがどのような理由があるのでしょうか。

農 政 部

登記簿上は法人の所在地も当該住所となっており、将来的に法人の事務所を置くことも視野に入れているのだと推測されます。

長谷川委員

当該案件は貸し手側に対して何かしらの協力金が助成されているのでしょうか。

農 政 部

当該案件について貸し手側に協力金が助成されるという話は伺っておりません。

議 長  
(長谷部会長)

他に質問等ないようですので、ここで、農政部の方は、一旦退室をお願いします。

議 場

——— 農政部退室 ———

議 長  
(長谷部会長)

それでは、引き続き、ただいまの農政部の説明を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたら、お願いいたします。

議 場

——— 意見なし ———

議 長  
(長谷部会長)

付すべき意見がないようですので、お諮りします。  
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、「意見なし」と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第8号「農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて」を上程します。

本議案は、農業委員全員による審議を経て可否を決定することが適当であることから、事前審査会では、事務局による議案説明及び質疑のみを行い、意見決定は行っておりませんので、再度、事務局からご説明をお願いします。

事 務 局

議案第8号「農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて」をご説明いたします。

議案書の20ページをご覧ください。

本案件は、農地法第3条に定める、現行の「別段の面積」、通例として「下限面積」と呼称しておりますが、この下限面積について農林水産省の通知により、毎年見直しを図る必要があることから今年度の見直しについて、ご審議願うものです。

今年度の事務局案につきましては、ページ中段にありますように1番、中央区及び稲毛区の現行の下限面積30アールから20アールに引き下げる、その他花見川区、若葉区、緑区の下限面積は現行どおりとする、というものです。

その理由といたしましては、2番にありますとおり、農地基本台帳のデータ等をもとに検討した結果、中央区と稲毛区における20アール未満の経営耕地面積の農家数の割合が40パーセント以上となっているためとなります。

では、下限面積の詳細についてご説明いたします。

資料27ページをご覧ください。

農地の権利移動に際しては、農地法第3条において、4つの許可要件を満たす必要があります。それが、先ほど議案第1号の3

条許可申請の際にご説明いたしました①下限面積要件、②農作業常時従事要件、③地域調和要件、④全部効率利用要件になります。

①下限面積要件とは、農地の権利を取得する際の最低の経営面積となります。この面積に達しない場合は、農地の権利取得の許可が出来ないこととなります。

これについて、農地法第3条第2項で、50アールと定められておりますが、地域の実情に応じて農業委員会で別段の面積が設定できるものとされており、その面積は本市では、現在「2. 下限面積の修正案」の左側の表のとおり、中央区、花見川区、稲毛区については30アール、3,000平方メートルで若葉区、緑区については40アール、4,000平方メートルで設定しております。

下限面積を定める基準として、農地法施行規則第17条第1項第3号に規定するとおり、農家数の4割以上が耕作している面積であることが基準になっており、事務局で農地基本台帳を元に、各区の農業者の経営面積を表にしたものが、「3. (2) 経営耕地面積別農家数割合」の表です。見方としては20アール未満、30アール未満、40アール未満、50アール未満、50アール以上の経営の農家が全体の何パーセントかという割合を区ごとにお示ししています。法令で概ね40パーセント以上となる部分で面積を決めることとなります。

表で網のかかったマスが40パーセントを超える割合になっている農家数になり、中央区と稲毛区においては、20アール未満の経営面積の農家が40パーセントを超えているということがわかります。

花見川区においては、30アール未満、若葉区と緑区で40アール未満となっており、これらは現行の規定どおりです。

中央区と稲毛区は市街地に近接しており、経営の拡充や効率化に意欲的な農家による新規参入の需要が見込まれることから、新規就農が促進され、本市農業の成長産業化への寄与が期待できます。

本議案が可決された場合、ただちに告示し、1月21日から適

	<p>用開始とします。</p> <p>議案第8号の説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>横山委員</p>	<p>下限面積を修正することに対する弊害はないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の下限面積の修正におきまして、プラスの要因、マイナスの要因がありました。</p> <p>まずプラスの要因については、下限面積を引き下げることにより、農業への新規参入を促進するということが挙げられます。一方、マイナスの要因としては、今後の農地の集積・集約の妨げになりうるということです。また新規就農者の方は比較的早期に離農される傾向もあるため、下限面積の引き下げがそういった傾向を助長することも考えられます。</p> <p>ただ農地の集約・集積の妨げにつきましては、農地利用最適化推進委員あるいは市関係部署が相談・指導を行うこと、また早期離農の問題につきましても、相談や市農政センターの指導をきめ細かに行うことでできるだけマイナスの要因を減じたいと考えております。</p>
<p>秋庭委員</p>	<p>今後、中央区、稲毛区以外の区についても同様に下限面積が引き下げられる可能性があるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>毎年、農地面積のデータを算出していますので、他区につきましても将来的に下限面積の引き下げが行われる可能性があると考えております。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>農地基本台帳等のデータについて、下限面積の引き下げにおいて判断材料となったデータは農地の所有面積ですか、それとも農地の耕作面積でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地の耕作面積で判断しています。</p>

議 長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等がないようですので、採決いたします。  
事務局の説明のとおり、農業委員会が定める別段の面積を原案のとおり変更することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、農業委員会が定める別段の面積は原案のとおり変更いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第9号「千葉市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を上程します。

本議案は、農業委員全員による審議を経て可否を決定することが適当であることから、事前審査会では、事務局による議案説明及び質疑のみを行い、意見決定は行っておりませんので、再度、事務局からご説明をお願いします。

事 務 局

議案第9号についてご説明いたします。

資料の別冊をご覧ください。

1 ページです。千葉市農業委員会事務局処務規程の一部改正についてです。

この規定は、農業委員会事務局が処理する事務について定めたもので、今般、その一部を改正しようとするものです。

改正の理由につきましては、先月の農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議で研修を行いました法律改正によるものが主なものになります。

まずは、事務分掌の改正です。1 ページ中段付近にあります(31)、(32)、(33)、(34)の事務を農業委員会で処理する事務として規定するものです。

初めに(31)農作物栽培高度化施設に関することです。

農地法、農業経営基盤強化促進法が改正され、農地をコンクリート敷きにしても「農作物の栽培の効率化又は高度化を図る施

設」であれば、引き続き農地として取り扱う旨の改正がされましたので、この申請手続きの事務を行います。

次に（３２）都市農地における耕作の事業に関する計画の決定、取り消しの決定及び特定農地貸付の承認に関することです。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されたことに伴い、生産緑地等の貸借や市民農園開設の際の手続きについての事務を行います。

次に（３３）農地の利用状況調査及び利用意向調査に関することです。

もともと遊休農地に関することという規定がありましたが、利用状況調査と利用意向調査が農業委員会の事務であることを明確にするために追加するものです。

次に（３４）所有者不明農地に関することです。

農地法、農業経営基盤強化促進法が改正され、所有者が分からない農地について農業委員会の探索、公示の手続きを経て農地中間管理機構への貸し付けができるように改正がなされたので、事務を行います。

最後に（８）法第４３条第１項の規定による届出に係る事務とあるところですが、こちらは農業委員会総会に諮らずに、事務局長が専決できる事項を追加するものです。

法第４３条第１項とは、先ほどの農地をコンクリート敷きにして、設置する施設の届出のことで、この手続きは届出をするだけで良いことになっていますので、農業委員会事務局長が受理を行い、農業委員会では審議をしないで、報告案件として報告することになります。

この改正内容について、２ページが新と旧の対照表、３ページ以降が新しくなった処務規程の全文になります。

議案第９号の説明は以上になります。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

横山委員	事務局長の専決事項について、農地にコンクリートを敷く際の手続きにおいて現地調査を実施するのでしょうか。
事務局	事務局にて現地調査を行いますが、今後の案件によっては農業委員及び農地利用最適化推進員の方にご協力をいただくことも考えております。
秋庭委員	農地のコンクリート敷きについての具体例としてはどのようなものがあるのでしょうか。
事務局	農業用ハウスでのキノコ栽培が案件としてあります。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等がないようですので、採決いたします。 事務局の説明のとおり、処務規程の一部改正について賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。
議長 (長谷部会長)	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。 事務局よりご説明をお願いします。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の21ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、6件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。  議案書の23ページをご覧ください。



報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の25ページまでに12件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の26ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の33ページまでに53件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議案書の35ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更について」は、申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、21件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の37ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、3件ございました。

内容につきましては、12月の総会で審議されたもので、12月14日開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。  
ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

長谷川委員

農地法第3条の3の規定による届出について、「あっせん」とはどのようなものでしょうか。

事務局

相続で取得した農地について、今後耕作する予定がない場合に、耕作してくれる農業者を探すというものです。国の制度としてもありますが、千葉市独自の制度である「農地銀行」に、相続等した農地を登録していただき、規模拡大の意欲のある農業者との仲介を行うことで農地の利用促進を図っています。

清宮委員

営農型太陽光発電に関する案件が少なかったように感じましたが、どのような理由があるのでしょうか。

事務局

営農型太陽光発電が実施される場合、多くが第1種農地になります。第2種農地や第3種農地の場合は恒久的な転用が可能ですので、こちらを選ぶ申請者が多いのだと推測されます。

議 長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようです。  
これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

議 長  
(長谷部会長)

以上をもちまして、平成30年度第10回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後4時30分)